

令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告について

町では、令和2年分所得（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）の確定申告を次のとおり受け付けします。ただし、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から申告を予約制とします。令和3年1月12日（火）から予約をお受けしますので、税務課窓口または電話（TEL：7-5292）で事前に予約をお願いします。※予約時間の10分前までにはお越しください。**

日	時	会 場
令和3年2月16日（火）	午前9時から午後4時まで	大岩地域会館
令和3年2月17日（水）	午前9時から午後4時まで	鹿部会館
令和3年2月18日（木）	午前9時から午後4時まで	本別中央会館
令和3年2月19日（金）	午前9時から午後4時まで	出来澗会館
令和3年2月22日（月） 2月24日（水）	午前9時から午後4時まで	役場 大会議室
令和3年2月25日（木） ～3月15日（月）	午前9時から午後4時まで ※土日を除く	役場 小会議室

1 所得（収入）のない方も必ず申告してください	確定申告は、町道民税・国民健康保険税の申告も同時に行っていますので、 所得（収入）のない方も必ず申告してください。（未申告の方は、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減などが適用されない場合があります、所得証明書などの発行ができません）
2 次に該当する方は、確定申告は不要です	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告で申告済みの方 ・会社などで年末調整済みの方 ・公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の方 ※ただし、年末調整しなかった収入や各種控除がある方は、確定申告が必要です。 ※金融機関より借り入れをし、新築住宅を建てた方又は中古住宅を購入した方は確定申告が必要となります。
3 次に該当する方は、当町で受付できません	土地・家屋や株式などの譲渡所得のある方は、当町で受け付けできませんので、 函館税務署で申告してください。
4 申告に必要なものは次のとおりです	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑（シャチハタ以外） ・給与収入がある方は、会社などから交付された源泉徴収票 ・公的年金受給者の方は、年金支払者から交付された源泉徴収票 ・自営業（漁業含む）の方は、仕入れ・売上などの経費が分かる書類 ・社会保険料（国民年金、健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）の領収書やそれに代わる証明書 ・保険会社などから交付された生命保険料、個人年金保険料や地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳又は町が発行する障害者控除対象者認定書 ・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書若しくは医療費の領収書」又は「セルフメディケーション税制の明細書若しくは特定一般用医薬品などの領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類」 ・本人確認書類（マイナンバーカードやマイナンバー通知カード、運転免許証など） ※詳しくは次のページをご覧ください。 ・税務署から「確定申告のお知らせ」というはがきや通知書が事前に届いている方は、そのはがきや通知書 ※申告書用紙は、一部対象者を除き送付されません。用紙が必要な方は、役場又は税務署にて1月下旬から用意していますので、お受け取りください。